

林野火災注意報・警報の運用開始

令和8年1月1日から山林、原野等の火災の予防を目的とした林野火災注意報、警報の運用が始まりました。林野火災注意報又は、警報が発令された場合は、屋外での火の使用制限に従わなければなりません。

林野火災注意報とは

以下の①又は②のいずれかに該当する場合に発令され、「屋外での火の使用制限」について「**努力義務**」が課せられます。

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないこともあります。

林野火災警報とは

林野火災注意報の発令に加え、**強風注意報**が発表されている場合に発令され、「屋外での火の使用制限」について「**義務**」が課せられ、違反者に対して**罰則**も定められています。

屋外での火の使用制限

発令時には、板野東部消防組合管内全域（松茂町・北島町・藍住町）に以下の制限がかかります。

①山林、原野等において火入れをしないこと。

②煙火を使用しないこと。

③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。

⑥残火(たばこの吸い殻を含む。)取灰又は火の粉を始末すること。

問い合わせ先

板野東部消防組合 消防本部 予防課

(電話) 088-698-9902